

区分	審査項目	審査の主な視点	配点				
			非常に評価できる	やや評価できる	普通	あまり評価できない	評価できない
契約内容に関する評価項目	業務実施体制等	・業務の遂行に必要かつ十分な人員(適正な人員数)が割り当てられているか。	20点	16点	12点	8点	0点
		・総括責任者に相応の職員(職位の高い職員)を配置しているか。					
		・本業務を実施するために必要なスキルやノウハウ、広範な専門的知見等があるか。					
		・本業務と類似する業務に関する実績を有しているか(実績の有無、件数)。					
		・本業務を担当するデザイナーは、類似する業務に関する実績がある等適切な人選がなされているか。					
	小計			/20点			
①	実施計画・企画の作成	・本業務の目的やねらいを的確に理解した方針となっているか。	10点	8点	6点	4点	0点
		・実施計画は、業務全体について記載されており、実現可能なものとなっているか。					
		・業務を実施するにあたり、必要な企画・調整が適切に行われるスケジュールとなっているか。					
		・制作コンセプトは、本業務の目的やロゴマークの使用方法に合致しているか。					
		・本業務の目的を踏まえ、地域活性化に資すると感じられるか。					
②	キャッチフレーズ案の作成	・汎用性が高く、多種多様な取り組みと親和性があるものとなっているか。	25点	20点	15点	10点	0点
		・多くの人にわかりやすく、共感が得られるものとなっているか。					
		・広く興味を引き、親しみやすいデザインとなっているか。					
③	ロゴデザインの作成	・キャッチフレーズのイメージを損なわず、印象的なデザインであるか。	20点	16点	12点	8点	0点
		・視認性が高く、認知されやすいデザインであるか。					
④	その他	・応募者のノウハウ等に基づいた独自の提案等がされているか。	10点	8点	6点	4点	0点
		・本業務の目的を踏まえた実施効果の高い提案内容となっているか。					
⑤	経費見積書	・事業内容に見合った経費見積となっているか。	5点	4点	3点	2点	0点
小計			/70点				
計			/90点				
区分	政策分野	審査項目	審査の主な視点	配点			
				審査項目を満たしている	審査項目を満たしていない		
社会的取組に関する評価項目	①	環境に配慮した事業活動	環境マネジメントシステムの導入	・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。	1点	0点	
			自動車エコ事業所の認定	・自動車エコ事業所の認定を受けているか。	1点	0点	
	③	障害者等への就業支援	障害者法定雇用率の達成	・障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。)	1点	0点	
			協力雇用主の登録、保護観察対象者等の雇用	・名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用しているか。(※1:協力雇用主の登録のみ)	1点	0点	
			障害者就労施設等からの調達実績	・障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前年度)があるか。	1点	0点	
	⑥	男女共同参画社会の形成	あいち女性輝きカンパニーの認証(女性の活躍促進宣言提出)	・あいち女性の輝きカンパニーの認証を受けているか。(※2:女性の活躍促進宣言のみ)	1点	0点	
			えるぼし認定(ブラチナえるぼし認定)	・えるぼし認定もしくはブラチナえるぼし認定を受けているか。	1点	0点	
	⑦	仕事と生活の調和	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録	・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。	1点	0点	
			あいちっこ家庭教育応援企業への賛同	・あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。	1点	0点	
			くるみん認定(ブラチナくるみん認定)	・くるみん認定、トライくるみん認定もしくはブラチナくるみん認定を受けているか。	1点	0点	
			愛知県休み方改革マイスター企業の認定	・愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。	1点	0点	
⑧	その他	エコモビリティライフの推進	・あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。	1点	0点		
		安全なまちづくりと交通安全の推進	・愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。	1点	0点		
		健康づくりの推進	・愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。	1点	0点		
		取引適正化の推進	・パートナーシップ構築宣言を公表しているか。	1点	0点		
計			/10点 ※3				
合計			/100点				

※1 「協力雇用主の登録」は受けているが、保護観察対象者等を雇用していない場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。

※2 あいち女性輝きカンパニーの認証を受けるための要件の一つである「女性の活躍促進宣言」は提出しているが、当該認証を受けていない場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。

※3 社会的取組の小計点数(15点満点に15分の10を乗じ、合計点数の10%(10点満点)を上限として点数を付与する。

＜提案者の順位決定方法＞

1 評価委員1名あたり100点満点、合計500点満点で、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を契約候補者とする。

なお、各評価委員の採点の合計点で250点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

(1) 契約内容に関する評価項目の合計点数が高い者を上位とする。

(2) (1)が同点の場合は、契約内容に関する評価項目のうち、①②③の合計点数が高い者を上位とする。

(3) (1)及び(2)が同点の場合は、見積書に記載された提案価格が低い者を上位とする。